



住民票

の写し等

交付請求書兼申出書

郵送用

八王子市長あて
次のとおり請求・申出します。

①どなたの証明が必要ですか？

令和 年 月 日

住所	八王子市		
	建物名・部屋番号等		
フリガナ		生年月日	
氏名		明・大・昭 平・令・西暦	年 月 日

②必要な証明は何ですか？

住民票 の写し	世帯全員	通
	世帯一部 ①以外に必要な方の氏名 〔 〕 〔 〕	通
住民票の 除票	①に記載された方	通
記載事項 証明	世帯全員	通
	世帯一部	通
その他 ※		通

次の項目をのせますか？
必要な場合は☑してください
(☑がない場合は省略されます)

世帯主と続柄	<input type="checkbox"/> のせる
本籍と筆頭者	<input type="checkbox"/> のせる

↓こちらは外国人住民の方のみ記入

国籍(地域)	<input type="checkbox"/> のせる
区分(中長期在留者・特別永住者等) 在留の資格・期間・満了日 在留カード・特別永住者証明書番号	<input type="checkbox"/> のせる

- 個人番号(マイナンバー)
住民票コード
その他()

※廃業済証明、町名区画変更証明、住民票コード通知など

③証明を使う方(請求者・申請者)はどなたですか？

昼間の 連絡先の 電話番号	()	—	(自宅・勤務先・携帯電話)
	()	—	(自宅・勤務先・携帯電話)
<input type="checkbox"/> ①と同じ(本人) <input type="checkbox"/> ①と同じ世帯の方〔氏名〕			
<input type="checkbox"/> その他の方 (〔 〕=法人の場合)	住所 〔所在地〕		
	建物名・部屋番号等		
	氏名 〔法人名および代表者名〕	〔社判〕	
	〔法人の 担当者氏名〕	①の方との 関係	
具体的な使い道			

- 偽りその他不正な手段によって交付を受けたときは住民基本台帳法第46条第1項第2号により30万円以下の罰金に科せられます。
- 住民基本台帳法第30条の37及び第30条の38の規定により住民票コードの第三者による収集・利用は禁止されています。
- 個人番号、住民票コードを記載した住民票の写しは本人、同一世帯員、成年後見人、および15歳未満の者の親権者からのみ請求することが出来ます。

【住民票の写し等の請求にあたってのご注意】

- 1 偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、住民基本台帳法第46条第1項第2号の規定により30万円以下の罰金に処せられます。
- 2 個人番号、住民票コードの記載が必要な方は窓口にお申し出ください。
- 3 住民基本台帳法第30条の37及び第30条の38の規定により住民票コードの第三者による収集・利用は禁止されています。
- 4 第三者による交付の申出の場合、記載された使いみち以外に使用することはできません。
- 5 「八王子市住民基本台帳等に係る届出及び請求等の本人確認に関する事務取扱要綱」第5条第1号にもとづき、下記に掲げる書面により窓口に来た方の本人確認書類を提示していただきます。

(1) 別表(第5条第1号関係)

住民基本台帳法施行規則第8条第1号に係る書類

個人番号カード、旅券、運転免許証、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書などの官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書で本人の写真が貼付されているもの、又はこれらと同等の書類のうちいずれか1点

(2) 住民基本台帳法施行規則第8条第2号に係る書類(写真付)

独立行政法人、特殊法人、許可法人、国立大学法人、公立大学法人、地方独立行政法人がその職員に対して発行した身分証明書で本人の写真が貼付されているもの、又はこれらと同等の書類のうちいずれか1点

(3) 住民基本台帳法施行規則第8条第2号に係る書類(写真なし)

敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書、恩給証書、後期高齢者医療証、学生手帳、生徒手帳などの地方公共団体が発行する書類、(1)に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類、又はこれらと同等の書類のうちいずれか1点

(4) 住民基本台帳法施行規則第8条第2号に係る書類(その他1)

写真のある社員証及び国公立学校以外教育機関の学生証、又はこれらと同等の書類のうちいずれか1点

(5) 住民基本台帳法施行規則第8条第2号に係る書類(その他2)

納税通知書、写真のない社員証及び学生証、貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、消印のある本人宛郵便物、各種会員証、又はこれらと同等の書類のうちいずれか2点